

第6節 陸上流出油対策

第1 実施機関

いわき市消防本部
広野町
双葉地方広域市町村圏組合消防本部
特定事業所

第2 関係機関の措置

1 災害通報

(1) 特定事業所等

特定事業所等は、当該事業所内において流出油事故が発生したときは、第2節の第2の2(1)により、いわき市消防本部又は双葉地方広域市町村圏組合消防本部に通報する。

(2) いわき市消防本部又は双葉地方広域市町村圏組合消防本部

いわき市消防本部又は双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、特定事業所内において流出油事故が発生した旨の通報を受けたときは、第2節の第2の2(2)により防災本部等に通報するものとする。

2 出動計画

(1) いわき市消防本部

いわき市消防本部は、上記1(2)による通報を受けたとき又は自ら覚知したときは、同本部消防署(所)及び消防団に対し、特別第2出動の命令を発するものとする。

(2) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、上記1(2)による通報を受けたとき又は自ら覚知したときは、同本部消防署(所)及び関係消防団に対し、特別第2出動の命令を発するものとする。

3 防ぎょ活動

石油類が漏えい又は流出した場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 貯蔵施設等からの漏えい時の措置

- ア 荷役等の即時停止
- イ 土のう、土砂等による流出の拡大防止
- ウ 周辺の火気使用の禁止及び警戒区域の設定
- エ 空タンクへの移送等
- オ 破孔部の応急補修

(2) 防油堤からの漏えい等

- ア 土のう、土砂等による流出の拡大防止
- イ 排水溝等の閉鎖
- ウ 当該事業所外への流出防止のための敷地外縁部への土のう等の積み上げ

4 流出油の処理

(1) 流出油が少量の場合は、油吸着材、乾燥砂等をもって油を除去するものとする。

(2) 流出油が大量の場合は、吸引設備等により空タンク等へ移送し、併せて油吸着材、乾燥砂等をもって処理するものとする。

第7節 海上流出油対策

第1 実施機関

福島海上保安部
福島県
いわき市
広野町
双葉地方広域市町村圏組合消防本部
特定事業所

第2 関係機関の措置

1 災害通報

福島海上保安部は、海上における流出油等の災害の発生を覚知したときは、第2節の第2の3により通報するものとする。

2 オイルフェンスの展開

- (1) 陸上施設又は船舶から海域へ大量の石油等の流出があった場合、当該陸上施設の管理者又は防除措置実施義務者は直ちに保有のオイルフェンスを効果的に展張するものとする。
- (2) 風、海潮流の方向を考慮し、状況により、埠頭の間、港口等にオイルフェンスを展張し、流出油の拡大を極力防止するものとする。

3 流出油の防除、処理

- (1) タンカーからの流出の場合、破損又はそのおそれのあるタンク内の油を他の安全なタンクへ移送すること及び瀨取りを行い、また破孔の応急処理等を検討し、効果的な処理を推進するものとする。
- (2) 流出油は、できる限りそのまま回収するのが望ましく、油回収船、油吸着材等により、回収、除去を実施するほか、人力による汲み取りを併用するものとする。
- (3) 油処理剤の使用は原則として禁止されているが、やむを得ず使用するときは、「流出油処理剤の使用基準について（昭和48年2月2日 運輸省官安第21号）」により使用することとするが、この場合、関係機関で協議するものとする。

第8節 避難対策

避難は、災害のため生命及び身体への危険が予想される場合、又は危険が迫った場合であるから、避難者が自主的に避難するほか、陸上においては災害応急対策の第1次責任者としてのいわき市又は広野町及び管轄警察署長が、また海上においては福島海上保安部が主としてその措置を講ずるものとする。

第1 実施機関

福島海上保安部
福島県
福島県警察本部
いわき市
広野町
双葉地方広域市町村圏組合消防本部

第2 陸上における措置

1 避難勧告、指示

(1) 避難の実施機関

ア いわき市長及び広野町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民の生命及び身体を保護する必要があると認めたときは、地域の居住者、滞在者、その他の者に避難のための立退きを勧告し、又は指示するもの

- とする。
- イ 警察署長（現場警察官を含む。以下この節において「警察署長」という。）又は福島海上保安部長（現場海上保安官を含む。以下この節において「福島海上保安部長」という。）は、いわき市長若しくは広野町長から要求があったときは、地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。
- ウ 警察署長又は福島海上保安部長は、前項の規程により、避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を当該市町村長に通知しなければならない。
- エ 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとるものとする。
- オ 災害の発生により、いわき市又は広野町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置を実施するものとする。

(2) 避難のための勧告及び指示の内容

市町等、避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- ア 避難対象地域
イ 避難先
ウ 避難経路
エ 避難の勧告又は指示の理由
オ その他必要な事項

2 避難方法

避難の準備については、次の点の周知徹底を図るものとする。

なお、学校、病院及び社会教育施設等は、あらかじめ定めた避難計画により、市町並びに消防署等と密接な連絡を保ちながら避難をするものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
(2) 事業所にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
(3) 安全な避難を行うことを第1の目的とし、携行品はできるだけ最小限とすること。

3 避難順位

緊急連絡の必要のある地域の住民から行うものとし、通常は次の順位によるものとする。

- (1) 傷病者
(2) 高齢者
(3) 歩行困難な者
(4) 幼児
(5) 学童
(6) 婦女
(7) 上記以外の一般住民
(8) 災害応急対策従事者

4 避難路及び避難所

避難路及び避難所は、図 5-4～図 5-6 のとおりとし、災害の状況により最も安全な避難路及び避難所を指示するとともに、避難路の途中に危険箇所がある場合は、明確な指示を行い、あらかじめ伝達するものとする。

避難所について、図 5-4～図 5-6 の場所だけでは不足する場合、又は状況により当該場所を使用できない場合は、神社、寺院その他の民間施設等既存の場所を応急的に整備して使用するほか、野外に仮設の応急避難所等を設置するものとする。

県警察本部は、避難路の円滑な通行を確保するため、交通規制に努めるものとする。

5 避難誘導者

避難を実施するに当たっては、自主的避難を除き、その安全を確保するため、次に掲げる者が避難者を誘導するものとする。

- (1) 小、中学校及び幼稚園にあつては、それらの教職員
- (2) 各団体にあつては、それらの職員
- (3) その他住民等にあつては、消防機関の職員

6 避難所管理責任者

- (1) いわき市長及び広野町長は避難所ごとに避難所管理責任者を配置するものとする。
- (2) 避難所管理責任者は避難所を維持管理し、避難所における避難者の安全確保及び秩序の維持に努めるものとする。

第3 海上における措置

海上船舶等に対しては、次により退去、進入禁止の指示をするものとする。

- 1 福島海上保安部長は、港内在泊船舶及び海洋施設等に災害が発生するおそれがあると認められる場合、又は海上災害が発生した場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号、以下「海洋汚染災害防止法」という。）第42条の5（緊急の場合における行為の制限）、又は同第42条の8（船舶交通の危険防止）、若しくは港則法（昭和23年法律第174号）第37条（船舶交通の制限等）等に基づき、船舶等の退去、進入禁止等の措置を行うものとする。
- 2 いわき市消防長又は双葉地方広域市町村圏組合消防長（消防職、団員を含む。以下この節において同じ。）は、福島海上保安部長が海洋汚染災害防止法第42条の5の措置をできないとき、又は同法第42条の5の措置を行うことを要請されたときは、その措置を行うものとする。
- 3 警察署長は、福島海上保安部長又はいわき市消防長若しくは双葉地方広域市町村圏組合消防長が海洋汚染災害防止法第42条の5の措置をできないとき、又は同法第42条の5の措置を行うことを要請されたときは、その措置を行うものとする。

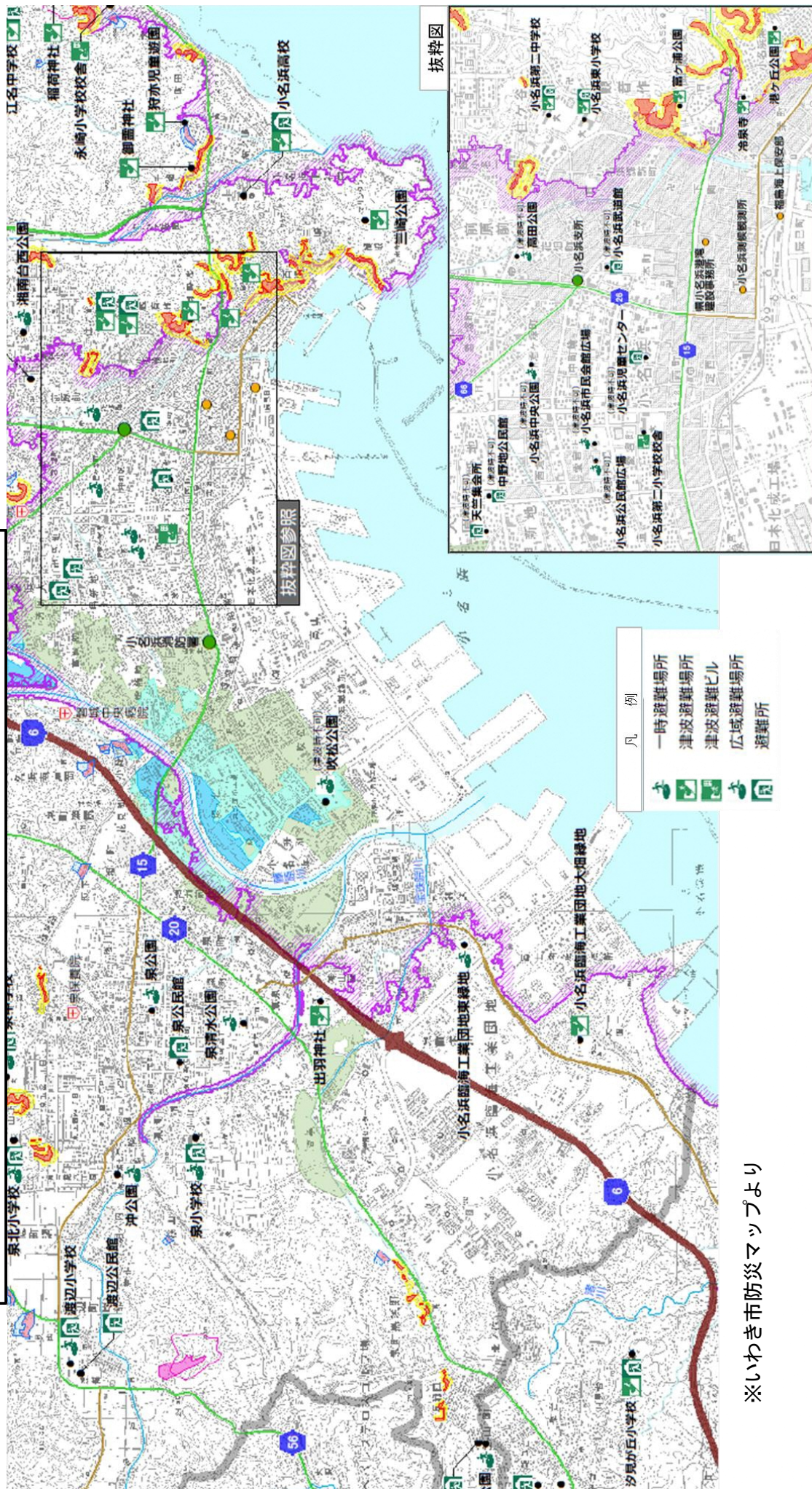
第4 避難勧告

避難が行われた場合、当該避難の勧告、指示者は、次の事項を防災本部又は現地本部に電話等で速やかに報告するとともに、避難状況調べを作成するものとする。

- 1 避難勧告、指示の有無
- 2 避難勧告、指示の発令時間
- 3 避難地区名
- 4 避難場所
- 5 避難世帯数
- 6 避難人員
- 7 避難の経緯状況
- 8 避難解除時間
- 9 避難者帰宅時間
- 10 その他必要と認める事項

避難路及び避難所位置図(小名浜地区)

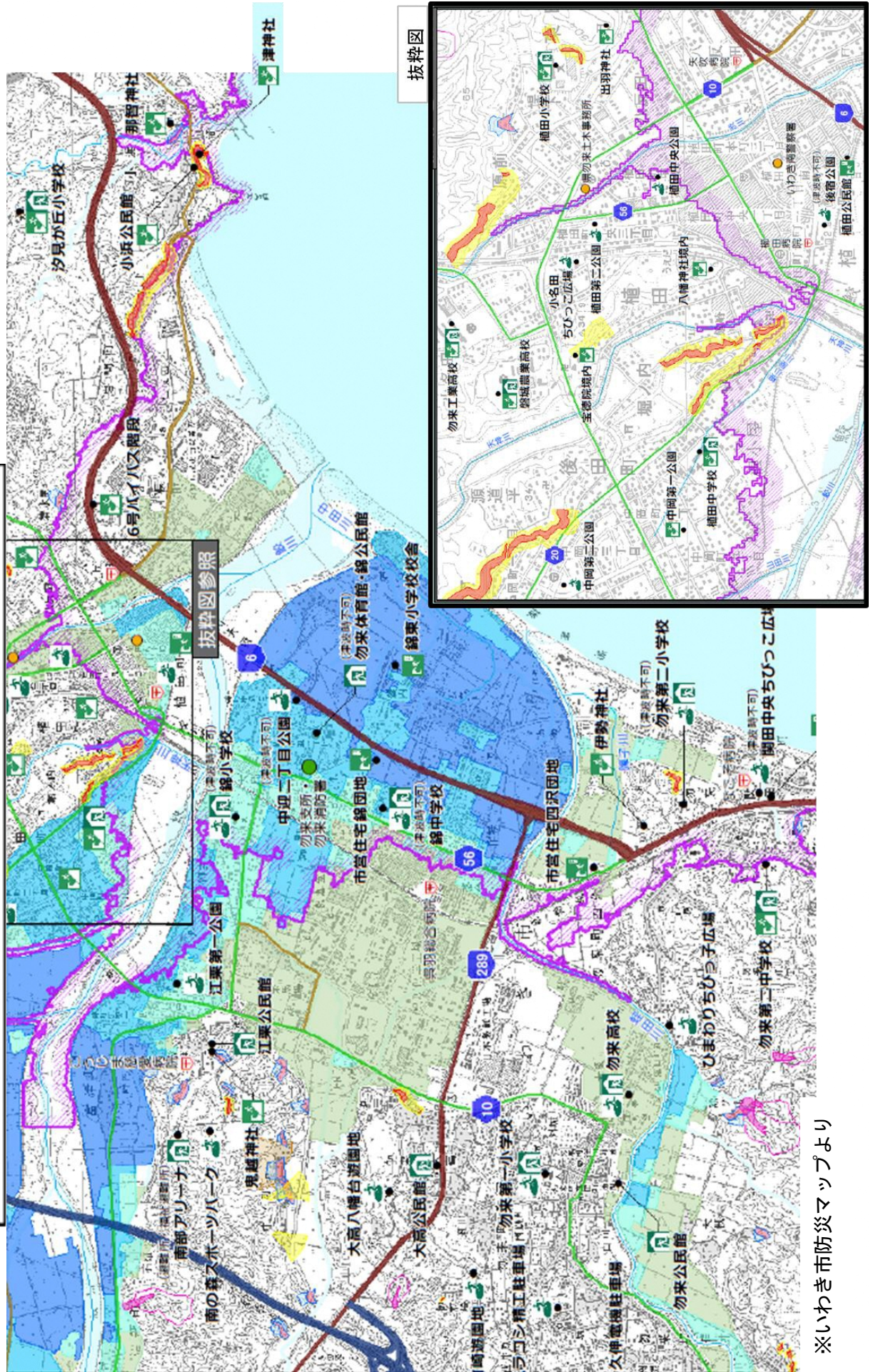
(図5-4)



※いわき市防災マップより

避難路及び避難所位置図(勿来地区)

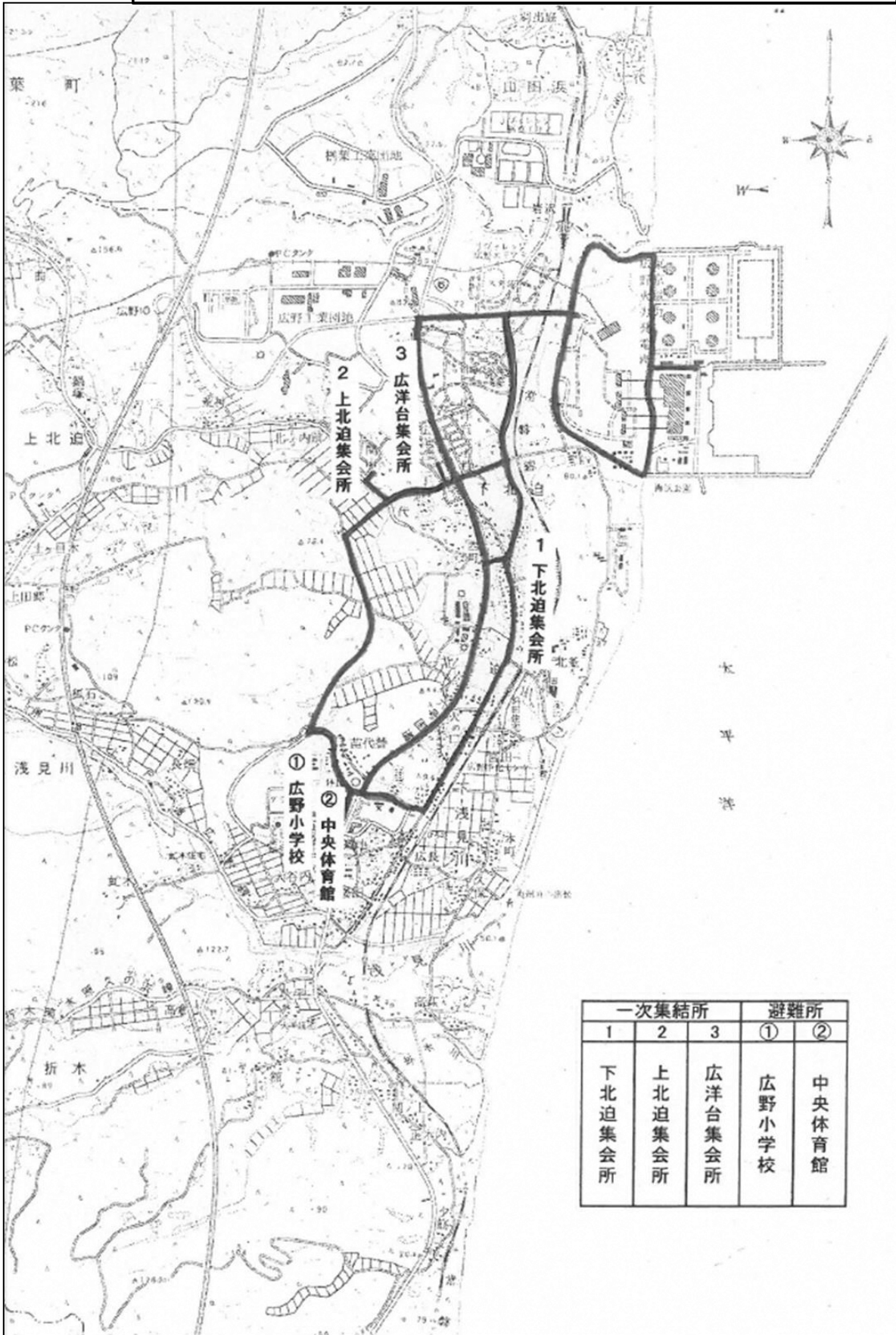
(図 5-5)



※いわき市防災マップより

(図 5-6)

避難路及び避難所位置図(広野地区)



第9節 救護対策

第1 実施機関

福島県
いわき市
広野町
日本赤十字社福島県支部
いわき市医師会
双葉郡医師会

第2 関係機関の措置

いわき市長又は広野町長は、災害のための被災地の住民が医療サービスを受けられない場合は、次により応急的に医療又は助産等を行い、また必要に応じ、県、日本赤十字社福島県支部等に応援を要請するなどして、被災者の保護について万全を期するものとする。

1 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制の充実を図るとともに、災害発生時においては、いわき市医師会及び双葉郡医師会と連携を図り救護活動を実施するものとする。

2 いわき市医師会、双葉郡医師会

(1) 医療救護班の編成

災害の状況に応じ医療救護班を編成するものとし、特別防災区域いわき地区においては、「いわき市医師会災害医療救護計画」に基づき、小名浜地区はいわき市医師会小名浜支部長を、佐糠町及び錦町区域はいわき市医師会勿来支部長をそれぞれ班長とし、また、特別防災区域広野地区においては、双葉郡医師会長を班長として編成するものとする。

(2) 救護所の設置

災害地の適当な場所に救護所を設置するものとする。
救護所を設置した場合は、見やすい場所にその旨の標識を掲示するものとする。

(3) 救護活動

救護活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 応急措置、その他の治療
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

3 福島県

県は、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会の協力を得て、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の備蓄及び円滑な供給体制の整備を図ることとする。

4 福島県及びいわき市

県及びいわき市は、感染症の発生又はまん延のおそれがあるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症の予防又はまん延の防止対策を的確迅速に行うものとする。

第10節 警備対策

第1 実施機関

福島海上保安部
福島県
福島県警察本部
いわき市
広野町

第2 陸上における措置

1 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者及び車両以外の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域から退去させるものとする。

警戒区域の設定権者は、以下のとおりである。

- ア 市町村長（災害対策基本法第63条）
- イ 消防吏員又は消防団員（消防法第23条の2、第28条、第36条）
- ウ 警察官（災害対策基本法第63条（市町村長から要求のあった場合））
- エ 海上保安官（災害対策基本法第63条（市町村長から要求のあった場合））
- オ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条（ア）～（イ）の者が現場にいない場合に限る。）
- カ 知事（災害対策基本法第73条 災害の発生により、いわき市又は広野町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 交通規制

警察署長は、避難者の避難路の確保、交通混雑の防止、応急対策従事車両の通行を確保するため現場及び広域の交通規制措置を講ずるものとする。

3 交通支障箇所の通報

警察署長は、交通支障箇所を認めたときは、速やかに現地本部及び関係機関等に通報するものとする。

4 緊急通行車両通行路及び交通規制要点

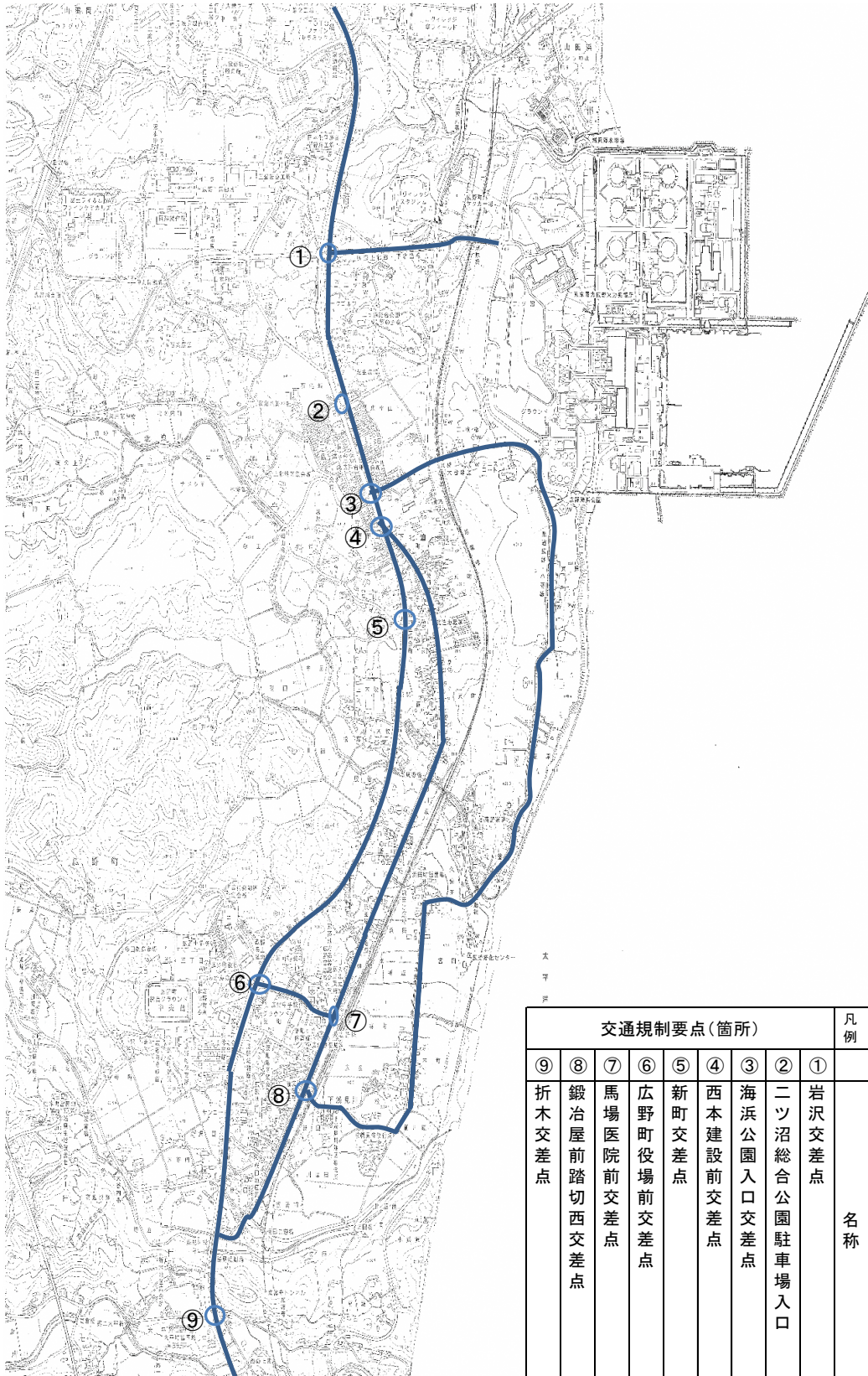
災害応急対策に従事する緊急通行車両の通行路及び交通規制要点は、図 5-7 及び図 5-8 のとおりとする。

第3 海上における措置

福島海上保安部は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒区域の設定
災害の状況を考慮し、海上の警戒区域を設定する。
- (2) 船舶の規制
警戒区域における船舶の航泊を制限又は禁止する。
- (3) 航泊障害箇所の通報
港長公示、航行警報等により、一般船舶、船舶代理店等に対し航泊障害箇所を周知する。
- (4) 航路確保
災害の状況に応じ、船舶の航路の確保について、関係機関と調整する。

(図5-8) 緊急車両通行路及び交通規制要点位置図(広野地区)



第1 1 節 輸送対策

第1 実施機関

福島海上保安部
福島県
福島県警察本部
いわき市
広野町
特定事業所

輸送活動については、上記機関のほか、他の機関若しくは民間へ協力を要請し、その協力により実施することが予想されるので、下記の「2 業務の分担」及び「3 緊急輸送体制の確立」に定めるところにより、相互に協力し円滑な輸送対策の遂行に努めるものとする。

第2 関係機関の措置

輸送の実施は、次によるものとする。

1 輸送の範囲

輸送は、おおむね次の場合に実施するものとする。

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救援用物質の運搬
- (6) 防災資機材の運搬
- (7) 災害応急対策要員の搬送
- (8) その他

2 業務の分担

- (1) 福島海上保安部
巡視船艇の出動
- (2) 県
 - ア 相双地方振興局及びいわき地方振興局
管内所在県出先機関所有車両の集中管理及び配車
 - イ 生産流通総室及び河川港湾総室
海上輸送用船舶の確保
 - ウ 危機管理総室
 - (ア) 自衛隊に対する陸上及び航空輸送の要請
 - (イ) 関係機関に対する航空輸送の要請
- (3) 県警察本部
県警察ヘリコプターの出動
- (4) いわき市又は広野町
 - ア いわき市又は広野町所有車両の確保
 - イ 民間車両の調達
 - ウ 民間船舶の調達
- (5) 事業所
当該事業所所有車両及び船舶の確保

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 陸上輸送
関係機関は、陸上輸送体制の確立のため、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 所有、要請又は調達により出動が可能な車両台数の把握
 - イ 上記車両の管理及び配車
陸上輸送は、原則として自動車によるものとするが、災害又は被害の状況等に

より、これによる輸送が不可能な場合又は著しく困難な場合は、鉄道による輸送を講ずるものとする。

(2) 海上輸送

ア 陸上輸送が不可能な場合又は陸上輸送のみで十分でない場合は、いわき市、広野町、福島海上保安部並びに県生産流通総室及び県河川港湾総室は、相互に連絡し、自らが所有する船舶等により海上輸送を行うものとする。

イ 県危機管理総室は、必要に応じて東北運輸局福島運輸支局に対する海上輸送協力船舶のあっせんを要請するものとする。

(3) 航空輸送

陸上輸送が不可能で、緊急輸送を必要とする場合、又は住民の生命、身体の保護上、航空輸送以外に方法がない場合には、県危機管理総室は次の措置を講ずるものとする。

ア 県警察ヘリコプターに対する出動要請

イ 県消防防災ヘリコプターに対する出動要請

ウ 陸上自衛隊郡山駐屯地司令又は福島駐屯地司令に対する航空機の派遣要請

エ 次の機関に対する航空機の出動要請

消防庁

都道府県

第二管区海上保安本部

第1 2 節 給水対策

第1 実施機関

福島県

いわき市

広野町

双葉地方水道企業団

第2 関係機関の措置

いわき市、広野町及び県企業局は、飲料水及び工業用水に関し、それぞれに掲げる措置を講ずるものとする。

1 飲料水

(1) 上水道の機能の確保を図り、破損等箇所の応急復旧に努める。

(2) 補給水利及び応急給水用機械器具、薬品資材並びに水道施設の応急復旧資材等の調達先を把握しておき、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊し、又は飲料水が汚染した場合は、家庭用水も含め給水する。

2 工業用水

(1) 災害による施設の破壊箇所を応急復旧する。

(2) 工業用水の消防用水への転用を図る。

第1 3 節 電力対策

第1 実施機関

いわき市

広野町

東北電力株式会社福島支店

第2 関係機関の措置

1 東北電力福島支店は、特別防災区域に係る電力施設の現状を把握し、その施設の防護及び被害地区に対する電力供給を確保するため、次の基本的計画を定めるなどして、緊急事態に対処するものとする。

(1) 準備体制

- ア 実態に即した独自の防災計画を定めておくものとする。
- イ 関係機関との通信、連絡体制を確立するものとする。
- ウ 車両その他の応急対策用物資を確保するとともに、災害対策のための組織を整備する。

(2) 非常体制

- ア 非常時における体制は、東北電力非常災害対策本部規程によるが、気象の状況、被害状況及び通信網の現況など常時情報の収集に努めるものとする。
- イ 被害電力施設の状況及び復旧の見込状況は、速やかに被害地区の住民に広報するものとする。この場合、本章第2節の第5により行うものとする。

2 いわき市長又は広野町長は、電気供給設備の防護等について、東北電力からの応援の要請があった場合は、消防団員の出動、その他の労務提供等便宜を供与するものとする。

第1 4 節 応援要請

本章各節で計画した応急対策実施機関のみでは、十分な応急対策が遂行できないと認められるときは、他の機関等に対し、おおむね次により応援を要請するものとする。

第1 実施機関

福島県
いわき市又は広野町
特定事業所

第2 関係機関の措置

1 自衛隊に対する派遣要請

知事は、災害の状況に応じ自衛隊に対し、部隊等の派遣を要請するものとする。
この場合の要領は、「第1 5 節 自衛隊派遣要請」によるものとする。

2 他県に対する応援要請

(1) 応援要請

知事は、応急措置を実施する必要があると認められるときは、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」、「災害時における福島県、茨城県及び栃木県3県相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

(2) 受入体制整備

知事は、応援のための職員派遣が決定されたときは、それらの職員が到着後直ちに活動ができるよう、いわき市長又は広野町長と連絡調整し、受入体制を整備するものとする。

なお、以下3、4及び5の場合も同様、受入体制を整備するものとする。

3 国の機関に対する応援要請

知事は、応急対策のため国の機関（石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）第22条の特定地方行政機関を除く。）に応援を要請しようとするときは、あらかじめ消防庁特殊災害室長に協議するものとする。

また、災害応急対策の実施のため必要があると認めるときは、消防庁長官に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

4 他市町村に対する応援要請

いわき市長又は広野町長は、消防相互応援協定等により、他の市町村長及び消防一部事務組合の長に対して応援を要請するものとする。

- 5 民間に対する協力要請
いわき市長又は広野町長は、必要に応じ民間団体又は民間人に協力を要請するものとする。

第1 5 節 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請は、次に定めるところにより行うものとする。

第1 要請基準

知事は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するため、いわき市長、広野町長、警察署長及び防災関係機関の長から自衛隊派遣の要求等を受けたとき、又は自らの判断により自衛隊の派遣を要すると認めるときは、部隊等の派遣を要請するものとする。

第2 要請の要領

1 災害派遣要請の要求等

(1) いわき市長、広野町長

いわき市長又は広野町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

いわき市長又は広野町長が、知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県地方振興局長を経由し、知事（災害対策課）へ行うものとする。

ただし、緊急を要し、県地方振興局長を経由するいとまがない場合は、電話等により、直接知事（災害対策課）に要求し、事後、文書を送付するものとする。この場合、速やかに県地方振興局長へ連絡するものとする。

(2) 防災関係機関の災害派遣要請の依頼

災害の区域を管轄する警察署長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、現地本部長と協議の上、知事（災害対策課）に対して自衛隊災害派遣要請の依頼を行うことができるものとする。

この場合、知事（災害対策課）は、必要があると認めるときは、直ちに要請の手続きをとるものとする。なお、警察署長が知事（災害対策課）に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、県警察本部長（災害対策課）を経由して依頼するものとする。

2 部隊等の派遣要請の要求等は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により依頼し、事後、文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 県庁警備室員は、勤務時間外において、県相双地方振興局長又はいわき地方振興局長（いわき市長又は広野町長）から部隊等の派遣要請があったときは、別に定める通報系統により防災担当者に連絡を行うものとする。

4 知事は、自衛隊の派遣を必要と認めるときは、部隊等（航空機を含む。）の派遣を陸上自衛隊郡山駐屯地司令又は福島駐屯地司令に対し要請するものとする。

ア 陸上自衛隊郡山駐屯部隊

- (ア) 所在地 963-0201 郡山市大槻町長門林 1
- (イ) 担当者 第6特科連隊第3科長
- (ウ) 電話

a 通常 [非表示]

b 時間外 郡山駐屯地当直司令
[非表示]

イ 陸上自衛隊福島駐屯部隊

(ア) 所在地 960-2156 福島市荒井字原宿 1

(イ) 担当者 第 4 4 普通科連隊第 3 科長

(ウ) 電話

a 通常 [非表示]

b 時間外 福島駐屯地当直司令
[非表示]

第 3 派遣部隊活動の内容

派遣部隊の活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 住民の生命、身体及び財産の保護のための諸活動
- 2 土木作業
- 3 航空機、車両による救護、救助のための輸送
- 4 無線機による通信支援

第 4 部隊の受入体制

- 1 知事は、自衛隊に対する部隊等の派遣の要請を決定したときは、派遣部隊と現地の関係機関との連絡調整のため、県職員を現地に派遣するものとする。
- 2 いわき市長又は広野町長は、派遣部隊の活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 派遣部隊が現地に到着後、直ちに活動を開始できるようあらかじめ計画を立て、必要とする資機材を速やかに整備すること。
 - (2) 連絡所を設け、その所在地を明確にするとともに、災害地区の地図等を準備し、活動地区ごとにあらかじめ連絡員を配置すること。

第 5 現地における部隊本部

派遣部隊の本部は、原則として現地本部と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

第 6 部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、その目的を達成し、知事から撤収の要請があった場合又は自らその必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。
ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第 7 経費の区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市町村、部隊が相互調整の上、その都度決定するものとする。

1 県、市町村の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲み取り、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装置、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第8 ヘリポート

1 特別防災区域付近の臨時ヘリポートは別表のとおり。

地域	名称	所在地	備考
広野町	広野町総合グラウンド	双葉郡広野町中央台一丁目5	
いわき市	平野球場	いわき市平上荒川字島田68	
	いわき市陸上競技場メイングラウンド	いわき市平下荒川字南作86	
	いわき市陸上競技場サブグラウンド	いわき市平下荒川字南作86	
	夏井川河口運動公園	いわき市平下大超字北萱野地内	
	新舞子ハイツ	いわき市平下高久字南谷地16-1	
	川前市民運動場	いわき市川前町川前字下之内25	
	鬼ヶ城山村広場	いわき市川前町上桶売字小久田73-3	
	小名浜野球場	いわき市小名浜林城字日代鳥19	
	小名浜市民運動場	いわき市泉町字小山110-209	
	東緑地野球場	いわき市泉町下川大剣1-21	
	みなと運動公園	いわき市泉町下川大剣1-34	
	三崎公園	いわき市小名浜下神白字大作93	
	鮫川河川敷ラグビー場	いわき市植田町下川原35	
	田人市民運動場	いわき市田人町字寺ノ下64	
	21世紀の森(西)駐車場	いわき市常盤水野谷町竜ヶ沢地内	
	湯ノ岳山頂	いわき市常磐原町湯ノ岳地内	
	遠野市民運動場	いわき市遠野町上遠野字久保作34	
	天上田公園	いわき市内郷御厩町二丁目59	
	好間多目的広場	いわき市遠野町上遠野字久保作34	
	小川市民運動場	いわき市小川町柴原字館下6	
	小玉ダム	いわき市小川町西小川字沢の釜地内	
	東北電力(株)いわきヘリポート	いわき市平絹谷字高田49-1	
	乾草供給センター	いわき市三和町差塩字館下244	
	明星大学グラウンド	いわき市中央台飯野5-6-1	
	明星大学野球場	いわき市中央台飯野5-2-3	
	福島洋上風力コンソーシアム小名浜ヘリポート	いわき市小名浜上神白字東大沼61-1	

第6章 災害復旧対策計画

災害復旧対策計画は、特別防災区域に係る災害復旧を促進するとともに、被害の実態を十分検討して作成するもので、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度の災害発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備える事業の対策について定めるものとする。

第1節 実施機関

公共施設に係る災害復旧は、国の所轄に係る公共土木施設については国が災害復旧を実施し、その他の公共土木施設災害で「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）」の適用を受けるものについては、当該災害復旧事業として実施し、同法の適用を受けないものについては、県及びいわき市又は広野町が災害復旧を実施するものとする。

その他の公共施設については、災害復旧実施責任者がそれぞれ災害復旧事業を実施するものとする。

第2節 災害復旧対策及び事業計画

災害復旧の目的は、公共施設の復旧、企業振興等であり、災害復旧実施責任機関は、それぞれ次の関係災害復旧事業計画を作成し、早期復旧を目標に、適切な措置を講じてその実施を推進するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (3) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水施設災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 災害復旧金融資金計画
- 8 被災企業振興計画
- 9 被災者の生活確保計画
- 10 電力施設災害復旧事業計画
- 11 電信電話施設災害復旧事業計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の 目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 地震防災上整備すべき施設等に関する事項

第1 危険物等施設における防災対策

特別防災区域内においては、大量の危険物を貯蔵又は取扱っており、大規模地震発生時は大規模な災害を引き起こす可能性が高く、かつ周辺地域にも影響を及ぼす可能性があるため、第4章第4節「石油等危険物対策予防対策」により、保安体制の強化、施設の安全管理等の対策を講ずるとともに、災害を想定した消防戦術の確立、消防活動マニュアルの整備及び危険物、高圧ガス等施設における耐震性の強化に努めるものとする。

第2 防災面における事前対策

大規模地震発生時には、同時に複数の災害が発生する可能性があり、災害の拡大を防止するため、防災面の事前対策として第4章第3節「消防防災設備」に基づき、防災施設の維持管理の強化及び防災資機材の整備・増強を図るものとする。

第3節 地震防災応急対策

第1 防災体制の確立

防災本部は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という）が発生したと判断したときは、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、その規模、形態によって発災市町に現地防災本部を設置し、総合的応急対策を講ずるものとし、その組織は第1章第3節「福島県石油コンビナート等防災本部」によるものとする。

第2 情報の収集・伝達及び広報

地震発生時、防災本部は、早期に被害の概要を把握するために、その情報収集に努めるものとする。情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達及び広報については、第5章第2節「情報通信」によるものとする。

第3 応急対策

防災関係機関及び特定事業所は、地震発生時において、地震災害の防止及び拡大の防止、地域住民の生命及び身体の保護のため、第5章により応急対策を実施するものとする。

第4節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

津波を伴う地震発生時の避難誘導計画は、次のとおりとする。

なお、特定事業者は市町の定める津波避難計画との整合性を図りながら避難誘導計画を定めるものとする。

- 1 特定事業者は、あらかじめ津波からの避難場所を定め、その位置及び避難経路を示す図面等を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。
- 2 特定事業者は、津波注意報、警報等の津波に係る避難勧告が発令されるなど避難が必要なときは、従業員・顧客等に速やかに避難する旨、あらかじめ定めた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。
- 3 従業員はあらかじめ定められた安全措置を行い、特定事業者に報告した後、避難場所に避難する。なお、安全措置を行う際は、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮するものとする。
- 4 その他、避難誘導に係る事項については、第5章第8節「避難対策」に定めるところにより実施するが、下記の事項にも注意する。
 - 1) 長い時間の揺れを感じたときは、津波注意報、警報等の情報を待つことなく、直ちに避難行動をとる。
 - 2) 避難場所等に到達した際には、津波が連続して発生することが予想されるので、一定期間避難場所にとどまるか、更に安全な待避場所に移動することとする。

第5節 防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関及び特定事業所は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、予想される地震動及び津波に関する知識、地震・津波に関する一般的な知識、地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識、従業員等が果たすべき役割、地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識、今後地震対策として取り組む必要のある課題等必要な防災教育を行うとともに、地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施するものとし、その事業計画は、第4章第8節「防災教育」及び第9節「防災訓練」によるものとする。